

第64回北海道美容技術選手権大会 競技規則

[着付競技部門]

- 花嫁化粧着付競技…………… 2 ～ 3
- 中振袖着付競技…………… 4 ～ 6

※ 今年度も北海道美容技術選手権大会は全国大会の予選会として執り行われるため基本的に全国大会と同じ競技要綱となっております。
但し、着付競技は全国大会ではモデル競技となりますが、北海道大会は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、全てボディで競技を行うので競技要綱がボディ競技用に変更されています。
全国大会の競技要綱は、全美連のHP および機関紙「ZENBI」に掲載されます。

◇花嫁化粧着付競技の部

(1) 掛下文庫着付(お引きずり)

通常、結婚式で用いられるもの。

競技は、「長襦袢着付」までの作業と「掛下着付、帯結び」の作業に分けて行い、上品で格調高く花嫁らしい作品を作るものとする。

長襦袢着付までの作業は監視委員立会いの下に控室で行い、「掛下着付、帯結び」の作業は競技ステージで行う。

長襦袢及び掛下の衿とじは、事前に済ませて来るものとする。(長襦袢の衿芯は自由とし、三河芯に半衿をつけたもの、その他、特別に考案・加工されたものも可)

※ 本競技はボディを使用して行う。

(2) 競技時間

長襦袢着付までの作業 控室にて作業 …………… 20分

掛下着付、帯結びの作業 競技ステージにて作業 …… 20分

(3) 競技に関する制限及び禁止事項 (違反した場合は、減点もしくは失格となる。)

[禁止事項]

- ① 競技中、選手同士又は観客と会話等をしてはならない。
- ② 競技中、用具の貸し借りをしてはならない。
- ③ 競技中、他の選手に迷惑をかけるような言動、及び監視委員の指示に従わない等の行為は、退場を命じることがある。
- ④ 帯に形付けをしたり、帯結びの過程につながる過度のたたみ方をしておくことは認めない。(抱え帯を含む)
- ⑤ 帯や着物などに糸印をつけておくことは認めない。
- ⑥ 着物及び長襦袢のふり合わせは、とじてあってはならない。
- ⑦ 帯あげは縫ってあってはならない。
- ⑧ 文庫の形付けのための芯は認めない。
- ⑨ 極端に完成されたボディ補整用具の使用は認めない。
- ⑩ ボディ補整のパットやタオルはとじ付けてあってはならない。
- ⑪ 肌着の下にブラジャー等(和装用を含む)の使用は認めない。
- ⑫ 袖の錘用の板紙等の使用は認めない。
- ⑬ ものさし類の使用は認めない。
- ⑭ 競技終了後、選手はボディに一切触れてはならない。
- ⑮ 助手の使用は一切認めない。(ただし、競技用具の搬出入のために、係員の指示に従って助手を指定した場所まで立ち入りさせることはさしつかえない。)

[制限事項]

- ① 選手の服装は、競技に相応しいものとし、上衣は衿付で白いもの(色、柄は禁止)、下は黒は又は濃紺のスカート又はスラックスとする。(ミニ丈は禁止する。) 靴は、ヒールの低いものとする。(ブーツは不可)

- ② 帯結びの型については、掛下文庫とする。
- ③ 裾合わせは中心から左右均等に開くこと。
- ④ 帯あげ中央で結ぶ型とする。
- ⑤ 長襦袢及び掛下の衿とじは、事前に済ませて来るものとする。(長襦袢の衿芯は自由とし、三河芯に半衿をつけたもの、その他、特別に考案・加工されたものも可)

[衣裳類持込みに際しての禁止事項]

- (a) 掛下
 - ① 比翼(裾)は、つけてある所から、裾ふきまで一切表布にとじてあってはならない。
 - ② 立て棲の比翼は、胴裏につけてある所から衽つけで表布にとじてあってはならない。
 - ③ 芯を入れるなどの加工をしてはならない。
 - ④ 袖付にあて布があってはならない。
- (b) 長襦袢
 - ① 衿は白無地とする。
 - ② 上下セパレートのもの認めない。
 - ③ 巡礼衿は認めない。
 - ④ 後衿の力布は、あってはならない。(衿抜き用の細ひもは可)
- (c) 帯と抱え帯
 - ① 特定のひだの折り癖が強くつけられているものは認めない。
- (d) 着付小物
 - ① 肌着、裾よけ、帯枕は特別に考案・加工された、特殊な型式のものは認めない。

[注]競技用具は、大会当日の朝、競技前に監視委員が厳重に点検を行う。

(4) その他の注意事項

- ① 帯結びに使用するひもは、腰ひも又は何重のゴム仮ひもでもよい。
- ② アイロンは使用できない。
- ③ 控室で電源の使用は禁止する。
- ④ 競技終了後、選手は直ちに用具その他のものを持って退場しなければならない。
- ⑤ 裾(後ろ)は、自然と引いた形とする。
- ⑥ 扇子は帯にさす事。
- ⑦ 競技時間内に出来ていないもの(クリップの取り忘れ、懐剣、はこせこ、扇子の付け忘れ等)は未完成とし、審査は行わない。

(5) 競技用具の準備 (選手が準備するもの)

- (a) ① 掛下(事前に衿とじを済ませたもの) ② 掛下帯 ③ 長襦袢(事前に衿とじを済ませたもの。衿芯は自由とし、三河芯に半衿をつけたもの、その他、特別に考案・加工されたものも可) ④ 帯じめ ⑤ 帯あげ ⑥ 抱え帯 ⑦ 懐剣 ⑧ はこせこ
- ⑨ 扇子(白骨で扇面は金、銀のもの)
※ ①～⑧の用具の色は白とする。
- ⑩ 衣装敷(紙)
- ⑪ 衣装箱(赤色で高さ18cm位の一般的に使用されているもの)又は風呂敷
- (b) 小物付属品「肌襦袢、裾よけ又はワンピース型肌着、腰ひも、仮ひも、伊達巻き(2本)、ボディ補整用具(綿花、タオル、さらし又はガーゼ)、帯枕、帯板、クリップ」
- (c) 裁縫用具一式

◇中振袖着付競技の部

(1) 中振袖着付

通常成人式るとき用いられるもので、袋帯(六通または全通)を使用したもの。

競技は、「衿とじ」の作業及び「ボディ補整、長襦袢着付」までの作業と「振袖着付、帯結び」の作業に分けて行う。

長襦袢着付までの作業は監視委員立会いの下に控室で行い、「振袖着付、帯結び」の作業は競技ステージで行う。

※ 本競技はボディを使用して行う。

(2) 競技時間

衿 とじ の 作 業 控室にて作業 …………… 25分

長襦袢着付までの作業 控室にて作業 …………… 20分

振袖着付、帯結びの作業 競技ステージにて作業 …… 20分

(3) 競技に関する制限及び禁止事項(違反した場合は、減点もしくは失格となる。)

[禁止事項]

- ① 競技中、選手同士又は観客と会話等をしてはならない。
- ② 競技中、用具の貸し借りをしてはならない。
- ③ 競技中、他の選手に迷惑をかけるような言動、及び監視委員の指示に従わない等の行為は、退場を命じることがある。
- ④ 長襦袢及び振袖の衿とじ、重ね衿、伊達衿付けを事前に行うことは認めない。(ただし、長襦袢及び振袖の衿とじは、大会当日の朝、競技前に監視委員立会いの下で、長襦袢着付までの作業時間 20 分とは別に 25 分間で行う。その後、作業しやすいようにたたみ直すこと。)
- ⑤ 帯に形付けをしたり、帯結びの過程につながる過度のたたみ方をしておくことは認めない。
- ⑥ 帯や着物などに糸印をつけておくことは認めない。
- ⑦ 着物及び長襦袢のふり合わせは、とじてあってはならない。
- ⑧ 帯あげは縫ってあってはならない。
- ⑨ 極端に完成されたボディ補整用具の使用は認めない。
- ⑩ ボディ補整のパットやタオルはとじ付けてあってはならない。
- ⑪ 肌着の下にブラジャー等(和装用を含む)の使用は認めない。
- ⑫ 帯のアクセサリは認めない。
- ⑬ おはしより芯の使用は認めない
- ⑭ 袖の錘用の板紙等の使用は認めない。
- ⑮ ものさし類の使用は認めない。
- ⑯ 競技終了後、選手はボディに一切触れてはならない。
- ⑰ 助手の使用は一切認めない。(ただし、競技用具の搬出入のために、係員の指示に従って助手を指定した場所まで立ち入りさせることはさしつかえない。)

[制限事項]

- ① 選手の服装は、競技に相応しいものとし、上衣は衿付で白いもの(色、柄は禁止)、

下は黒又は濃紺のスカート又はスラックスとする。(ミニ丈は禁止する。) 靴は、ヒールの低いものとする。(ブーツは不可)

- ② 着物の色は、黒又はそれに近い色は禁止とする。
- ③ 着物の袖付の長さは 18cm 以上とする。
- ④ 帯結びの型については、全日本美容講師会 TM モード(第 106 回:令和 3 年 7 月 26 日「奏海(かなた)」「流麗(りゅうれい)」、第 105 回:令和 2 年 8 月 4 日「舞雀(まいすずめ)」「悠希(ゆうき)」、第 104 回:令和元年 9 月 17 日「縁(えにし)」「Aube(オーブ)」)で発表された帯結びの中から選ぶこと。(アレンジは不可)
※ 「奏海(かなた)」につきましては、テキストの写真では帯にアクセサリーがついていますが競技要綱では禁止となっておりますのでアクセサリーを使用することはできません。
- ⑤ 帯あげは、入りの字型とする。
- ⑥ 帯じめは、中心で結ぶこと。
- ⑦ 前身頃の衿の縫目と「おはしより」の縫目はそろえること。

[衣裳類持込みに際しての禁止事項]

- (a) 中振袖
 - ① 身幅にアールをつけて胴部を絞った仕立ては認めない。
 - ② 芯を入れるなどの加工をしてはならない。
 - ③ 袖付にあて布があってはならない。
 - ④ 重ね衿、伊達衿は着物に付けてあってはならない。
- (b) 長襦袢
 - ① 衿は、三河芯に半衿を付けたもの以外は認めない。その他、特別に考案・加工された、特殊な型式のものも認めない。
 - ② 半衿は白無地とする。
 - ③ 上下セパレートのものも認めない。
 - ④ 巡礼衿は認めない。
 - ⑤ 後衿の力布は、あってはならない。(衿抜き用の細ひもは可)
- (c) 帯
 - ① 特定のひだの折り癖が強くつけられているものは認めない。
- (d) 着付小物
 - ① コーリンベルトの使用は認めない。

[注] 競技用具は、大会当日の朝、競技前に監視委員が厳重に点検を行う。

(4) その他の注意事項

- ① アイロンは使用できない。
- ② 控室で電源の使用は禁止する。
- ③ 競技終了後、選手は直ちに用具その他のものを持って退場しなければならない。
- ④ 競技時間内に出来ていないもの(クリップの取り忘れ等) は未完成とし、審査は行わない。

(5) 競技用具の準備 (選手が準備するもの)

- (a) ① 中振袖 ② 重ね衿又は伊達衿 ③ 袋帯(六通または全通)
④ 長襦袢(長襦袢の衿は三河芯にして、三河芯幅に半衿を付けたもの)
⑤ 帯じめ ⑥ 帯あげ ⑧ 衣装敷(紙)
⑨ 衣裳箱(赤色で高さ 18cm 位の一般的に使用されているもの) 又は風呂敷
- (b) 小物付属品「肌襦袢、裾よけ又はワンピース型肌着、腰ひも、ゴム仮ひも(寿仮ひも可)、伊達巻き(2 本)、ボディ補整用具(綿花、タオル、さらし又はガーゼ)、帯枕、帯

板、カラーバンド又は輪ゴム、クリップ類、衿芯(長襦袢及び着物の衿用として和紙(半紙、障子紙、奉書紙)を使用のこと。ただし折ってあってはならない。)

(c) 裁縫用具一式